

すべてを佐渡の未来と
子どもたちのために

佐渡市総合計画

～基本構想～

平成17年9月 策定

新潟県佐渡市



ごあいさつ

先人達が嘗々と築き上げてきた佐渡を守り、さらに発展させていきたいという島民の多くの願いがひとつとなり、平成16年3月1日にそれまでの10市町村が心をあわせ、佐渡市が誕生しました。

合併後の佐渡市を取り巻く社会情勢を見ますと、構造改革特区や地域再生、さらには三位一体改革等により国と地方の関係を見直す動きが急速に進み、新生佐渡市の歩む道のりも決して平坦なものとはならないことが伺われます。

また現在は、全国の地方公共団体にとっても大きな変革期を迎えており、今までの地方自治のあり方が見直され、住民に直結した真の地方分権社会に向けた方向へと、その一歩を踏み出そうとしている状況であります。

佐渡の現状につきましても、少子高齢社会が国・県を大きく上回る速度で進展している状況や、長引く島内景気の低迷、基幹産業の一つである観光産業における観光客入り込み数の減少などにより、なかなか明るい展望を見出せない状況であります。

しかし、これらの状況を踏まえながら、長期的な佐渡を創る視点に立ち、「豊かな自然薫り高い文化 活気あふれる新しい島づくり」を基本理念とした、安心して住み続けられる島づくりを目指す、「佐渡市総合計画基本構想」を策定いたしました。

その目標とする柱は、「充実した生活基盤」「魅力ある就業環境」「人が輝く交流促進」であり、このことを基本として地方分権社会に対応できる独自性のある施策を積極的に実施し、全国に誇ることができる「島づくり」を市民と協働で創り上げていきたいと考えています。

この計画の策定にあたり、熱心にご審議賜りました総合計画審議会委員、首都圏在住の佐渡出身者からなる審議会参与の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成17年9月

佐渡市長 高野 宏一郎

さちいはこ

基 本 構 想

目 次

第一章 計画策定にあたって 5

第二章 基本理念と将来像 7

第三章 基本目標 9

第四章 施策の大綱 10



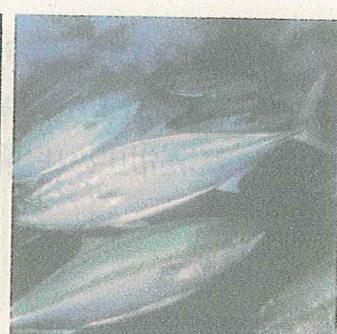
市の花 カンゾウ



市の木 アテビ



市の鳥 トキ



市の魚 ブリ

1. 計画策定にあたって

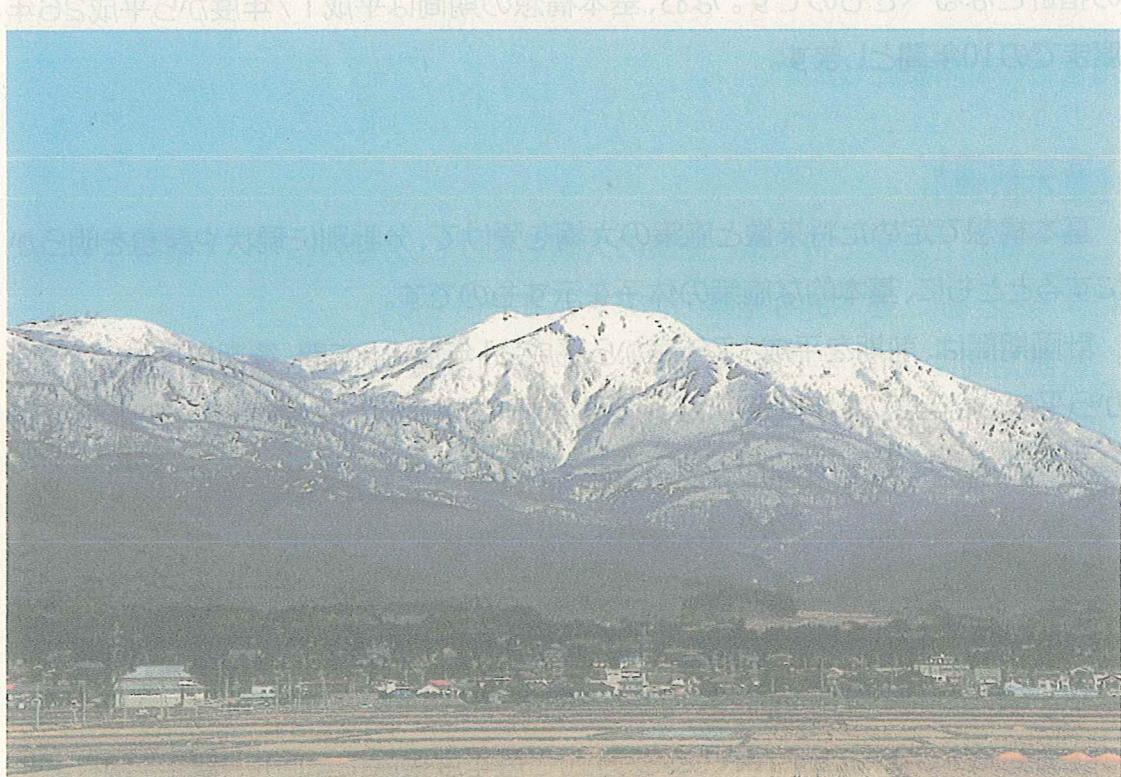
はじめに

佐渡市は平成16年3月1日、多くの苦難を乗り越え、島内10市町村が念願の一島一市を成し遂げ誕生しました。ここに至るまでの間、佐渡の将来を考えた数多くの議論がありましたが、先人たちが宮々と築き上げてきた佐渡を守り、さらに発展させていきたいという島民の願いがこの市町村合併に結びついたものです。

現在は、佐渡市町村合併協議会において策定された、新市建設計画をまちづくりの指針として行政運営を行い、基本理念である「豊かな自然、薫り高い文化、活気あふれる新しい島づくり」の実現を目指しています。

しかし、少子高齢化に伴う社会的課題、地球規模での環境問題、情報化社会への急速な進展など、私たちを取り巻く社会環境は、絶えず変わり続けています。

このような社会環境の変化に的確に対応し、新しいまちづくりを総合的かつ計画的に進め、新たなニーズを踏まえた「佐渡市総合計画」を策定し、新市建設計画との整合性を図るとともに、さらに一人ひとりが誇りと愛情を持てる佐渡市を創っていく必要があります。



(1) 計画策定の目的

佐渡市は、各地区において先人達が築き上げてきた特性・機能、そして発展の成果を受け継ぐとともに、将来にわたって市民一人ひとりが心豊かな生活が実感できるように、市民憲章の理念に沿いながら、力強いまちづくりを進めていかなければなりません。

- 基本構想は、こうした考え方のもと、少子高齢化・進展する情報化・国際化や地球温暖化など、様々な時代の潮流や社会的課題を踏まえ、総合的かつ計画的な行政運営を進めるために、佐渡市の将来像とまちづくりの基本目標を明らかにし、この具現化のために必要な施策の大綱を定めるものです。

(2) 計画の期間と構成

- 「佐渡市総合計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、それぞれの内容と期間は次のとおりとします。

【基本構想】

○ 佐渡市が目指す「将来像」や「基本目標」を定めるとともに、その目的達成のための基本的な考え方（施策の大綱）を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営の指針となるべきものです。なお、基本構想の期間は平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

【基本計画】

基本構想で定めた将来像と施策の大綱を受けて、分野別に現状や課題を明らかにするとともに、基本的な施策の体系を示すものです。

計画期間は、前期を平成17年度から平成21年度の5年間、後期を平成22年度から平成26年度の5年間とし、後期基本計画については、社会情勢の変化や計画事業の評価を踏まえて、改めて見直しをするものです。

【実施計画】

基本計画に定められた施策を具体的な事業として実施していくことを目標とするもので、それぞれの実施年度、事業量などを明らかにします。

計画期間は3年間とし、ローリング方式で毎年度柔軟に見直し、調整を図ります。

2. 基本理念と将来像

☆基本理念

**豊かな自然 薫り高い文化
活気あふれる新しい島づくり**

新しい佐渡のまちづくりは、ここに住み、学び、働くすべての人々の協働がなければ、なりません。

市民がお互いを尊重し、賑わいのある島づくりを目指し、さまざまな分野に積極的に参画できる地域社会のもとで、市民が行政との協働により、自信と誇りを持てるまちづくりを進めることを基本とします。



☆将来像

島の将来像



3. 基本目標

佐渡の未来

充実した生活基盤

歴史・文化的資源や恵まれた自然環境を背景として、健康・福祉サービスの充実と市民一人ひとりが心豊かな生活を実感できる「ゆとり」と「うるおい」のまちづくりを推進します。

魅力ある就業環境

地場産業の振興と観光産業の育成、佐渡観光のイメージアップと受入れ態勢の一層の充実を図り、若者が定着する魅力と活力にあふれたまちづくりを推進します。

人が輝く交流促進

様々な分野で市民が主体となり、地域及び都市市民との交流・連携を促進し、市民参加のまちづくりを推進します。

4. 施策の大綱

充
実
し
た
生
活
基
盤

自然と調和の
とれた安全と安
心のまちづくり

交通体系の整備

- 幹線道路、生活関連道路の整備
- 交流・生活向上・経済活性化のための港湾整備
- 空港整備計画の促進並びに大都市圏との航空路開設
- 公共交通機関の確保

市街地の整備

- 都市計画マスターPLANによる都市的魅力の向上と秩序ある整備

河川、海岸、湖沼及び周辺整備

- 自然の生態系に配慮した整備促進
- 海岸保全施設の整備促進
- 多面的な利用と景観に配慮した整備促進

地域情報化基盤の整備

- 高度情報化基盤の整備
- 情報ネットワークシステムの構築
- 災害時の情報伝達の基盤整備



充実した生活基盤

自然と共生するまちづくり

自然環境の保全

- 環境の島工コアイランドの実現
- 自然環境保全意識の向上
- トキとの共生

住宅・公園緑地等の整備

- 住宅マスターPLANによる住宅整備
- 暮らしやすい快適な生活環境の整備
- 花と緑があふれる環境整備

衛生施設の整備

- 循環型社会システムの構築
- ごみ処理施設等の計画的な整備
- 不法投棄の防止対策の強化

水道・下水道事業の促進

- 安全でおいしい水の安定供給
- 公共下水道の計画的な整備促進
- 生活排水処理対策の整備促進

新エネルギー導入促進

- 自然エネルギーの利活用促進
- 低公害車等の導入補助の促進
- バイオマスエネルギーの創出



充実した生活基盤



消防防災・救急体制の整備

- 消防防災・救急機能の整備強化
- 救急・消防施設、設備の近代化
- 自主防災組織等の充実強化

交通事故防止対策の推進

- 交通安全施設の整備充実
- 交通安全意識の高揚

防犯対策の充実

- 防犯体制の整備
- 防犯意識の高揚

健康づくりの推進

- 生涯にわたる健康づくりの促進
- 総合的保健事業の展開
- 市民参加型健康づくりの強化・充実

医療体制の充実

- 高度医療の充実
- 医療機関の連携強化

地域福祉の充実

- 福祉サービスの向上
- 在宅生活支援サービスの充実
- 子育て支援ネットワーク等福祉環境の体制確立
- 地域ボランティア組織の育成充実
- 福祉施設整備促進

社会保障の充実

- 年金制度の啓発促進
- 医療、介護保険制度の安定運営の推進

安全安心のまちづくり

健やかで思いやりのあふれるまちづくり

魅力ある就業環境

豊かなくらし、
魅力と活力の
あるまちづくり

農林水産業の振興

- 競争力のある農業の振興
- 地域環境保全に配慮した林業振興
- 新鮮で安全な水産物を安定的に供給する水産業の振興
- 地産地消の推進

商業の振興

- 個性的な伝統文化を活かし、活力ある商業の振興

工業の振興

- 優良企業の積極的誘致

観光産業の振興

- 関係機関と地域が一体となった受入体制の強化
- 恵まれた地域資源を活用した観光振興の推進
- 農林水産業等との連携による観光施策の推進

新たな産業の育成

- 企業誘致や既存産業の新展開
- 新しい起業の推進

地域振興拠点の整備

- 地域の特性を活かした物流、観光、交流等の拠点整備
- 若者定住の条件整備促進と就業機会の創出



人が輝く交流促進

文化を大切に
一人ひとりを
はぐくむまち
づくり

知育・德育・体育の調和した学校教育の充実

- 確かな学力、豊かな心、たくましい体力を持ち創造力に満ちた子どもの育成
- 国際化に対応する教育の推進
- 学校と家庭と地域が連携した魅力ある教育の推進
- 地域性を生かし、安心して学べる教育環境の充実

いつでも・どこでも・だれでも学べる生涯学習の推進

- 自主的な学習活動の支援の充実
- 公共施設等の積極的活用

伝統と魅力ある地域文化の育成

- 青少年期からの文化意識の向上
- 伝統行事の継承

生涯にわたるスポーツ活動の振興

- スポーツ推進体制の整備
- スポーツの普及促進
- スポーツによるコミュニティづくりの推進



人が輝く交流促進

住民主役で
ふれあいと
にぎわいの
まちづくり

スリムで効
率的な行財
政のまちづ
くり

市民参画型まちづくりの推進

- 市民団体との連携強化
- 市民主体のまちづくりの推進

世界に開かれた国際交流の実現

- 国際感覚を高める学習機会の推進
- 国際交流事業の推進

パートナーシップによる 男女共同参画の推進

- 男女共同参画計画の策定

効果的・効率的な行財政運営の推進

市民協働によるまちづくりの推進

組織・機構の整備と新たな人事管 理制度の構築

市民の視点に立った公共サービス の提供



